妊婦支援給付金のご案内

（旧出産・子育て応援交付金）

すべての妊婦さんが安心して出産、子育てできるよう、継続的な「相談支援」と出産育児用品購入等の経済的負担の軽減を図る「経済的支援」を一体的に実施します。

妊婦等包括相談

保健師・看護師等が面談を実施し、妊婦さんや子育て家庭の相談に応じます。

①妊娠届出時

②妊娠８か月頃

③乳児家庭全戸訪問時

この他、随時面談を行い、利用できるサービスのご案内や必要な手続きの確認、妊娠中や育児の不安への相談を行います。

妊婦支援給付金

①妊婦給付認定後

②胎児の数の届出後

原則として、①は妊娠届出後、②は出産予定日の８週間前の日以後に各 50,000 円を給付します。

☆対象者

令和７年４月１日以降に妊娠の届出をされた方

令和７年４月１日以降に出産された方

＊流産・死産・人工妊娠中絶された方も対象となります（医師の診断書等の提出を求める場合があります）。

☆申請の流れ

妊娠届出時

①妊娠届出書兼妊婦給付認定申請書を提出し、母子健康手帳の交付を受けてください。（※）

②妊娠期の過ごし方や利用できるサービスなどを一緒に確認します。

③請求書を提出してください。

※加茂川総合事務所及び吉川支所でも母子健康手帳の交付は可能ですが、できる限り保健師及び看護師が在籍する保健課（賀陽庁舎）へお越しください。

※胎児の心音確認の有無について、後日保健師または看護師から連絡させていただきます。

妊娠８か月頃の面談

①妊娠７か月頃、対象の方にアンケートと案内文がお宅に届きます。

②アンケートに回答し、同封されている返信用封筒で保健課へ返送してください。

③希望者に対して、面談を実施します。面談では、出産前後の過ごし方や手続きなどについて一緒に確認します。

＊面談の希望がない場合でも、保健課から対象の方へ連絡させていただく場合があります。

乳児家庭全戸訪問

生後４か月までに全ての家庭に看護師・保健師が訪問します。訪問日程は事前に連絡します。

＊２回目の給付については、妊娠８か月頃の面談時または乳児家庭全戸訪問時にご案内いたします。なお、２回目の給付に際しては、母子健康手帳を確認させていただきます。

☆お問い合わせ先

保健課（こども家庭センター）☎0866-54-1326